

KNC NETWORK NEWS

2015年6月6日 発行

気になる記事:種子島にロケット新基地～宇宙機構打ち上げ倍増へ～

宇宙航空研究開発機構(JAXA)は2019年にロケットの発射基地を種子島宇宙センター(鹿児島県)に新設する。これまでの2倍となる年間10機以上の打ち上げに対応できるようにする。搭載衛星をいつでも受注できる体制を整え、米欧と激しく宇宙ビジネスを拡大する考えだ。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL:06-6304-7857・FAX:06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言:「忙しく髪を振り乱して働いている人間が本来の仕事をしているとは限らない。」

(日立製作所相談役 川村 隆氏)

ー所長コメント:自分がやるべき仕事は一体何なのか、今一度振り返って見る。「指示待ち人間」「たなぼた式人生」で育ってきた習慣はすぐには直らない。ー

非課税となる譲渡所得 《税務》

資産の譲渡による所得のなかで、課税されないものがあります。

「生活用動産」の譲渡による所得はそのひとつです。生活用動産とは、家具、じゅう器(日常生活で使用する道具)、通勤用の自動車、衣服などの生活に通常必要な動産のことです。ここで注意していただきたいのは、貴金属や宝石、書画、骨とうなどのうち、1個または1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得には課税されることです。

また、財産を相続税の物納に充てた場合の所得にも課税されません。ただし、物納の許可限度額を超える価額の財産を物納した場合には、その超える部分は譲渡所得の課税対象になります。さらに、債務処理計画の基づいて資産を贈与した場合の所得も同様に課税対象ではありません。

このほか、強制換価手続で資産が競売などに掛かった場合や、公社債等の譲渡があった場合、国または地方公共団体に対して財産を寄付した場合、公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄付で国税庁長官の承認を受けた場合、国などに対して重要文化財を譲渡した場合の所得にも課税されません。

前払している賃借料の、又貸しをしている部分の取扱い 《税務》

賃借している建物の前払賃借料のうち、自社で使用していない又貸し部分の前払賃借料は、当期の損金にはなりません。

当期に支払った前払賃借料のうち、その支払った日から1年以内に役務の提供を受ける短期の前払費用については、継続処理等を条件として、その支払った日の属する事業年度においてその全額を損金に計上することができます。しかし、又貸ししている部分の前払賃借料については、その収益である賃借料と対応させるべき費用に該当しますので、その収益を計上する事業年度の損金に計上することになります。

なお、前払費用は翌期以降の事業年度の損金に計上すべきものですが、短期の前払費用については、その支払の日から1年以内に役務の提供を受けるものは、その支払った日の属する事業年度の損金に計上できるとされています。

その支払の日において1年を超える期間を対象とするような場合、たとえば3月決算法人が翌事業年度の1年間分に係る賃借料を当期の1月中に支払ったような場合には、この規定の適用はありません。ここで規定されている1年を超えるか否かの判定は事業年度の末日に行うのではなく、その支払った日を基準として行うこととなります。

中小企業会計割引制度の取り扱い 《経営》

中小企業会計割引制度とは、「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)に準拠して作成された中小企業の計算書類について、税理士、税理士法人および公認会計士(税理士等)による中小指針の準拠を確認するチェックリストが提出された場合に、信用保証協会の保証料率が0.1%割引かれる制度です。

①チェックリストの全部準拠

(イ)チェックリストの全15項目全てが中小指針に準拠していることが必要です。

(ロ)チェックリストの全15項目について故意・過失を問わず事実と異なる記載が認められると信用保証協会が判断する場合には、会計割引制度の利用が認められません。

②事実と異なる記載がある場合

事実と異なる記載と保証協会が認めるチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合において、その税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと保証協会が判断するときは、その税理士等が確認したチェックリストについては、会計割引制度の利用が1年間認められないこととなります。

教育資金贈与の1500万円の非課税特例 《相続》

平成25年度の税制改正では、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例が創設されました。

この規定は、30歳未満の者が、平成25年4月1日から同27年3月31日までの間に、直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合には、1500万円まで贈与税が非課税となるというもので、信託銀行等や銀行等、証券会社と締結した教育資金管理契約に基づいて、①信託銀行等と締結した信託受益権を受贈者が取得する、②書面で贈与された金銭を受贈者が銀行等に入金する、③書面で贈与された金銭等で受贈者が有価証券を購入する、ことにより適用が受けられるというものです。

ところで、相続等により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に、その相続に係る被相続人から贈与を受けていた場合には、その財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなりますが、この対象となる財産は、贈与税の課税価格に算入されるものに限られています。

従って、贈与税が非課税となるこの教育資金の贈与は、贈与税の課税価格に算入されないことから、相続税の課税価格にも加算されないこととなります。